

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（こども）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	伊勢市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（こども）
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）別表第1の4の項 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（こども）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）第1条	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年11月1日条例第87号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、（児童）を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う（児童の健やかな成長に資すること）を目的とする。	第1条 この条例は、障害者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の（児童）、こども及び寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって（福祉の増進）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年11月1日条例第87号）、伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年11月1日規則第58号）、福祉医療費補助金交付要領（三重県要領）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	こども医療費助成の受給資格の認定にかかる事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ロ	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第4号、伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第3号、福祉医療費補助金交付要領第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項
事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	こども医療費助成の受給資格の更新にかかる事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号ロ	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第4号、伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第3号、福祉医療費補助金交付要領第4条
-------	---------------------	---

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第10条
事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	こども医療費助成の受給資格の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号□	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第4号、伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第3号、福祉医療費補助金交付要領第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考

届出情報

届出日	2024年05月30日
独自利用事務の対象者	こども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月20日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	21
保護評価書の名称	伊勢市こどもの医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%BC%8A%E5%8B%A2%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%95&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=6&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=6&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	